

随意契約理由書

案件名：淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 雨水ポンプ用ディーゼルエンジン補機設備補修工事

本工事は、淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 雨水ポンプ用ディーゼルエンジン補機設備補修工事を行うものです。

本設備はダイハツディーゼル株式会社が製作したものであり、当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものであります。従って、本工事を履行する為には、同社が保有する独自の技術や、同社のみが有し他社では知り得ない技術（社外秘である設計製作基準や設計製作図等）及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要である為、他社では履行できないものであります。

以上のことから、本工事を履行できるのは、ダイハツディーゼル株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

比較見積省略理由

本工事については、特定の者でなければ履行できない為、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。